

3食生第371号
令和3年(2021年)12月23日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

このことについて、令和3年12月17日付け生食発1217第1号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に規定する次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が改正された。

成 分 名	用 途	備 考
MCPA	除草剤	農薬
MCPB	除草剤・植物成長調整剤	農薬
アシノナビル	殺ダニ剤	農薬
アミスルブルム	殺菌剤	農薬
アメトクトラジン	殺菌剤	農薬
イマザビル	除草剤	農薬
エトキサゾール	殺虫剤・殺ダニ剤	農薬及び動物用医薬品
オキサチアピプロリン	殺菌剤	農薬
カスガマイシン	殺菌剤／抗生物質	農薬
グリホサート	除草剤	農薬
クロラントラニリプロール	殺虫剤	農薬
クロルフルアズロン	殺虫剤	農薬
シアゾファミド	殺菌剤	農薬
シエノピラフェン	殺ダニ剤	農薬

シクラニリプロール	殺虫剤	農薬
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	除草剤	農薬
シフルフェナミド	殺菌剤	農薬
ジフルベンズロン	殺虫剤・外部寄生虫駆除剤	農薬及び動物用医薬品
シフルメトフェン	殺ダニ剤	農薬
ジメテナミド	除草剤	農薬
スピネトラム	殺虫剤	農薬
スピノサド	殺虫剤・外部寄生虫駆除剤	農薬及び動物用医薬品
ゾキサミド	殺菌剤	農薬
テトラニリプロール	殺虫剤	農薬
ピカルブトラゾクス	殺菌剤	農薬
ピラジフルミド	殺菌剤	農薬
ピリオフェノン	殺菌剤	農薬
ピロキサスルホン	除草剤	農薬
フェンピコキサミド	殺菌剤	農薬
フェンヘキサミド	殺菌剤	農薬
フルオキサストロビン	殺菌剤	農薬
フルキサメタミド	殺虫剤	農薬
フルチアニル	殺菌剤	農薬
フルトラニル	殺菌剤	農薬
プロフラニリド	殺虫剤	農薬
プロヘキサジョンカルシウム塩	植物成長調整剤	農薬
ヘキシチアゾクス	殺ダニ剤	農薬
ベンゾビンジフルピル	殺菌剤	農薬
ベンチアバリカルブイソプロピル	殺菌剤	農薬
ホスチアゼート	殺虫剤	農薬
マンジプロパミド	殺菌剤	農薬
マンデストロビン	殺菌剤	農薬
メソトリオン	除草剤	農薬
メタフルミゾン	殺虫剤	農薬
メチルテトラプロール	殺菌剤	農薬
メトラフェノン	殺菌剤	農薬
メフェントリフルコナゾール	殺菌剤	農薬

2 適用期日

告示の日から適用される。ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、規制対象の変更も含めて、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

ただし、カスガマイシンは、規格基準告示第1のAの1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品では、当該物質を含有するものであってはならない。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
(課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅
電 話 026-235-7155(直通)
F A X 026-232-7288
E -mail shokusei@pref.nagano.lg.jp



生食発1217第1号
令和3年12月17日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第408号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

- 1 以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。
農薬MCPA、農薬MCPB、農薬アシノナピル、農薬アミスルブロム、農薬アメトクトラジン、農薬イマザピル、農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬オキサチアピプロリン、農薬カスガマイシン、農薬グリホサート、農薬クロラントラニリプロール、農薬クロルフルアズロン、農薬シアゾファミド、農薬シエノピラフェン、農薬シクラニリプロール、農薬2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、農薬シフルフェナミド、農薬及び動物用医薬品ジフルベンズロン、農薬シフルメトフェン、農薬ジメテナミド、農薬スピネトラム、農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬ゾキサミド、農薬テトラニリプロール、農薬ピカルブトラゾクス、農薬ピラジフルミド、農薬ピリオフェノン、農薬ピロキサスルホン、農薬フェンピコキサミド、農薬フェンヘキサミド、農薬フルオキサストロビン、農薬フルキサメタミド、農薬フルチアニル、農薬フルトラニル、農薬プロフラニリド、農薬プロヘキサジョンカルシ

ウム塩、農薬ヘキシチアゾクス、農薬ベンゾビンジフルピル、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ホスチアゼート、農薬マンジプロパミド、農薬マンデストロビン、農薬メソトリオン、農薬メタフルミゾン、農薬メチルテトラプロール、農薬メトラフェノン並びに農薬メフェントリフルコナゾール

- 2 動物用医薬品ゲンチアナバイオレットについて、「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」として規定するとともに、ゲンチアナバイオレットについて、ゲンチアナバイオレット試験法を規定したこと。

第2 適用期日

- 1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
M C P A	米（玄米をいう。）、小麦、とうもろこし、そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、なつみかんの果実全体、りんご、西洋なし、いちご、ぶどう、その他のオイルシード、その他のハーブ及び乳
M C P B	米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、すいか、メロン類果実、まくわうり、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のハーブ、牛の筋肉、豚

農薬等	食品
MCPB (続き)	の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、その他のスペイズ、その他のハーブ、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類

農薬等	食品
ジメテナミド	とうもろこし、大豆、ブロッコリー及びえだまめ
スピネトラム	さといも類（やつがしらを含む。）、にんじん、すいか（果皮を含む。）及びもも（果皮及び種子を含む。）
ホスチアゼート	小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、その他のいも類、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、西洋わさび、クレソン、芽キャベツ、ケール、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、ペースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、なす、その他のなす科野菜、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、その他のうり科野菜（とうがんを除く。）、その他のうり科野菜（とうがんに限る。）、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、その他の野菜、びわ、もも、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、キウイ、なつめやし、その他の果実及びその他のスパイス
メタフルミゾン	とうもろこし、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、ごぼう、ねぎ（リーキを含む。）、アスパラガス、しょうが、みかん、みかん（外果皮を含む。）、いちご、キウイ及びキウイ（果皮を含む。）

2 規格基準告示の改正に伴う食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質及び試験法の適用について

告示の日から適用すること。

3 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。ただし、カスガマイシンは、規格基準告示の第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当するため、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「MCPA」とは、MCPA並びにその塩、エステル体及び加水分解によりMCPAに変換される代謝物をMCPAに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、MCPA、MCPAエチルエステル体、MCPAナトリウム塩及びMCPAチオエチルエステル体（フェノチオール）が含まれるものであること。
- (3) 今回残留基準値を設定する「MCPB」とは、MCPB並びにその塩、エステル体及び加水分解によりMCPBに変換される代謝物をMCPBエチルに換算したものの和とすること。ただし、MCPB（塩及びエステル体を含む。）の使用によって残留するMCPA（加水分解によりMCPAに変換される代謝物を含む。）については、MCPAに係る規格基準を適用すること。なお、改正前の残留の規制対象はMCPBのみであること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「アシノナピル」とは、農産物にあってはアシノナピル及び代謝物C【3-*endo*-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものとの和とし、魚介類にあってはアシノナピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「アミスルブロム」とは、アミスルブロムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「アメトクトラジン」とは、農産物にあってはアメトクトラジンのみとし、畜産物にあってはアメトクトラジン、代謝物B【4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸】をアメトクトラジンに換算したもの及び代謝物G【6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ヘキサン酸】をアメトクトラジンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定する「イマザピル」とは、イマザピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (8) 今回残留基準値を設定する「エトキサゾール」とは、エトキサゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9) 今回残留基準値を設定する「オキサチアピプロリン」とは、オキサチアピプロリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定する「カスガマイシン」とは、カスガマイシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (11) 今回残留基準値を設定する「グリホサート」とは、農産物（大豆、とうもろこし及びなたねに限る。）及び畜産物にあってはグリホサート及びN-アセチルグリホサートをグリホサートに換算したものの和とし、農産物（大豆、とうもろこし及びなたねを除く。）にあってはグリホサートのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (12) 今回残留基準値を設定する「クロラントラニリプロール」とは、クロラントラニリプロールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (13) 今回残留基準値を設定する「クロルフルアズロン」とは、クロルフルアズロンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (14) 今回残留基準値を設定する「シアゾファミド」とは、シアゾファミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (15) 今回残留基準値を設定する「シエノピラフェン」とは、シエノピラフェンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (16) 今回残留基準値を設定する「シクラニリプロール」とは、シクラニリプロールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (17) 「2, 4-D」について、名称を「2, 4-ジクロロフェニノキシ酢酸」に変更の上、残留基準値を設定すること。また、今回残留基準値を設定する「2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸」とは、2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸並びにその塩及びエステル体を2, 4-ジクロロフェニノキシ酢酸に換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、2, 4

—D、2, 4-Dナトリウム塩、2, 4-Dジメチルアミン塩、2, 4-Dエチル、2, 4-Dイソプロピル、2, 4-Dブトキシエチル及び2, 4-Dアルカノールアミン塩が含まれるものであること。

- (18) 今回残留基準値を設定する「シフルフェナミド」とは、シフルフェナミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (19) 今回残留基準値を設定する「ジフルベンズロン」とは、ジフルベンズロンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (20) 今回残留基準値を設定する「シフルメトフェン」とは、農産物にあってはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあってはシフルメトフェン及び代謝物B—1【 α, α, α -トリフルオロ- α -トルイル酸】をシフルメトフェンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (21) 今回残留基準値を設定する「ジメテナミド」とは、ジメテナミド(S体)及びジメテナミド(R体)の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (22) 今回残留基準値を設定する「スピネトラム」とは、スピネトラムーJ及びスピネトラムーLの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (23) 今回残留基準値を設定する「スピノサド」とは、スピノシンA及びスピノシンDの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (24) 今回残留基準値を設定する「ゾキサミド」とは、ゾキサミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (25) 今回残留基準値を設定する「テトラニリプロール」とは、テトラニリプロールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (26) 今回残留基準値を設定する「ピカルブトラゾクス」とは、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【tert-ブチル=(6-{[(E)-(1-メチル-1H-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート】の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (27) 今回残留基準値を設定する「ピラジフルミド」とは、ピラジフルミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

こと。

- (28) 今回残留基準値を設定する「ピリオフェノン」とは、ピリオフェノンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (29) 今回残留基準値を設定する「ピロキサスルホン」とは、ピロキサスルホンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (30) 今回残留基準値を設定する「フェンピコキサミド」とは、フェンピコキサミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (31) 今回残留基準値を設定する「フェンヘキサミド」とは、フェンヘキサミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (32) 今回残留基準値を設定する「フルオキサストロビン」とは、フルオキサストロビン及び代謝物Z異性体【(Z)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサン-3-イル)メタノン=O-メチルオキシム】の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (33) 今回残留基準値を設定する「フルキサメタミド」とは、フルキサメタミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (34) 今回残留基準値を設定する「フルチアニル」とは、フルチアニルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (35) 今回残留基準値を設定する「フルトラニル」とは、農産物及び魚介類にあってはフルトラニルとし、畜産物にあってはフルトラニル及び加水分解により2-トリフルオロメチル安息香酸に変換される代謝物をフルトラニルに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (36) 今回残留基準値を設定する「プロフラニリド」とは、プロフラニリドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (37) 今回残留基準値を設定する「プロヘキサジオンカルシウム塩」とは、プロヘキサジオンカルシウム塩及びその遊離体であるプロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩に換算したものとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (38) 今回残留基準値を設定する「ヘキシチアゾクス」とは、農産物にあってはヘキシチアゾクスのみとし、畜産物にあってはヘキシチアゾクス及び塩基性条件下の加水分解でPT-1-3【*trans*-5-(4-クロロフェニル)-4-メチルチアゾリジン-2-オン】に変換される代謝物をヘキシチアゾクス含量に換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (39) 今回残留基準値を設定する「ベンゾビンジフルピル」とは、ベンゾビンジフルピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (40) 今回残留基準値を設定する「ベンチアバリカルブイソプロピル」とは、ベンチアバリカルブイソプロピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (41) 今回残留基準値を設定する「ホスチアゼート」とは、ホスチアゼートのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (42) 「その他のうり科野菜」に係るホスチアゼートの残留基準値については、現行の残留基準を削除し、「その他のうり科野菜（とうがんを除く。）」及び「その他のうり科野菜（とうがんに限る。）」として残留基準値を設定すること。
- (43) 今回残留基準値を設定する「マンジプロパミド」とは、マンジプロパミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (44) 今回残留基準値を設定する「マンデストロビン」とは、マンデストロビン(R体)及びマンデストロビン(S体)の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (45) 今回残留基準値を設定する「メソトリオン」とは、メソトリオンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (46) 今回残留基準値を設定する「メタフルミゾン」とは、メタフルミゾン(E体)及びメタフルミゾン(Z体)の和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあってはメタフルミゾン(E体)、メタフルミゾン(Z体)及び代謝物D【*p*-[*m*-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル】をメタフルミゾンに換算したものの和であり、畜水産物にあってはメタフルミゾン(E体)及びメタフルミゾン(Z体)の和であること。
- (47) 今回残留基準値を設定する「メチルテトラプロール」とは、メチルテトラプロールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象

に変更はないこと。

- (48) 今回残留基準値を設定する「メトラフェノン」とは、メトラフェノンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (49) 今回残留基準値を設定する「メフェントリフルコナゾール」とは、メフェントリフルコナゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」として規定する「ゲンチアナバイオレット」については、全ての食品において、ゲンチアナバイオレット試験法（同試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法を含む。）によって試験した場合に、検出されるものであってはならないこと。なお、「ゲンチアナバイオレット」とは、ゲンチアナバイオレット及びロイコゲンチアナバイオレットとすること。

3 試験法関係

- (1) 今回の告示改正に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添3を別紙2の新旧対照表のとおり改めること。
- (2) 試験に用いる試料を検体から採取するに当たっては、別に定める場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の「第1章総則」の「4. 試料採取」に従うこと。

4 その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬MCPB、農薬2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、農薬ジメテナミド、農薬スピネトラム、農薬ホスチアゼート及び農薬メタフルミゾンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

別紙

農薬M C P A (除草剤)

食品名	残留基準値 [*] (改正後)		ppm	ppm
米 (玄米をいう。)	●	0.05	0.1	
小麦	●	0.04	0.1	
大麦	○	0.2	0.1	
ライ麦	○	0.2	0.1	
とうもろこし	●	0.05	0.1	
そば	●		0.02	
その他の穀類	○	0.2	0.1	
大豆	●		0.1	
小豆類	●		0.1	
えんどう	●	0.01	0.1	
そら豆	●		0.1	
らっかせい	●		0.1	
その他の豆類	●		0.1	
未成熟えんどう	●		0.1	
未成熟いんげん	●		0.1	
えだまめ	●		0.1	
その他の野菜	●		0.1	
みかん (外果皮を含む。)	○	0.8		
なつみかんの果実全体	●	0.3	1	
レモン		1	1	
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)		1	1	
グレープフルーツ		1	1	
ライム		1	1	
その他のかんきつ類果実		1	1	
りんご	●	0.05	0.1	
日本なし	○	0.2		
西洋なし	●		0.05	
いちご	●		0.05	
ぶどう	●		0.1	
その他のオイルシード	●	0.01	0.1	
茶	○	0.06		
その他のスパイス	○	2	1	
その他のハーブ	●		0.1	
牛の筋肉	○	0.1	0.08	
豚の筋肉	○	0.1	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ^{せい}	○	0.1	0.08	
牛の脂肪	○	0.2	0.1	

農薬M C P A (続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の脂肪	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.1
牛の肝臓	○ 3	0.08
豚の肝臓	○ 3	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 3	0.08
牛の腎臓	○ 3	0.08
豚の腎臓	○ 3	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 3	0.08
牛の食用部分	○ 3	0.08
豚の食用部分	○ 3	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	0.08
乳	● C. 04	0.08
鶏の筋肉	C. 05	0.05
その他の家きんの筋肉	C. 05	0.05
鶏の脂肪	C. 05	0.05
その他の家きんの脂肪	C. 05	0.05
鶏の肝臓	C. 05	0.05
その他の家きんの肝臓	C. 05	0.05
鶏の腎臓	C. 05	0.05
その他の家きんの腎臓	C. 05	0.05
鶏の食用部分	C. 05	0.05
その他の家きんの食用部分	C. 05	0.05
鶏の卵	C. 05	0.05
その他の家きんの卵	C. 05	0.05
魚介類	○ C. 03	
ミネラルウォーター類	0.002	0.002

農薬M C P B (除草剤・植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	● C. 02	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02

農薬M C P B (続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.06
そら豆	●	0.02
その他の豆類	●	0.06
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
未成熟えんどう	●	0.06
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
その他の野菜	●	0.06
みかん		0.2
みかん (外果皮を含む。)	0.3	
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.2
レモン	○ 0.5	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.5	0.2
グレープフルーツ	○ 0.5	0.2
ライム	○ 0.5	0.2
その他のかんきつ類果実	○ 0.5	0.2
りんご	● 0.05	0.2
日本なし	● 0.05	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも (ブルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2

農薬M C P B (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)		ppm	ppm
	ppm	(改正前)		
ぶどう	●		0.2	
かき	●		0.2	
バナナ	●		0.2	
キウイ	●		0.2	
パパイヤ	●		0.2	
アボカド	●		0.2	
パイナップル	●		0.2	
グアバ	●		0.2	
マンゴー	●		0.2	
パッションフルーツ	●		0.2	
なつめやし	●		0.2	
その他の果実	●		0.2	
ひまわりの種子	●		0.2	
ごまの種子	●		0.2	
べにばなの種子	●		0.2	
綿実	●		0.2	
なたね	●		0.2	
その他のオイルシード	●		0.2	
ぎんなん	●		0.2	
くり	●		0.2	
ペカン	●		0.2	
アーモンド	●		0.2	
くるみ	●		0.2	
その他のナッツ類	●		0.2	
その他のスパイス	○	2	0.2	
その他のハーブ	●		0.06	
牛の筋肉	●		0.05	
豚の筋肉	●		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●		0.05	
牛の脂肪	●		0.05	
豚の脂肪	●		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●		0.05	
牛の肝臓	●		0.05	
豚の肝臓	●		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●		0.05	
牛の腎臓	●		0.05	
豚の腎臓	●		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●		0.05	

農薬M C P B (続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05

農薬アシノナピル (殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	0.5	0.5
すいか	0.03	0.03
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	3	3
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
あんず (アプリコットを含む。)	2	2
すもも (プルーンを含む。)	0.2	0.2
うめ	2	2
とうとう (チェリーを含む。)	3	3

農薬アシノナピル (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	2	2
茶	20	20
その他のスパイス	5	5
魚介類	0.7	0.7
はちみつ	○ 0.05	

農薬アミスルプロム (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.05	0.05
てんさい	1	1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.3	0.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	25	25
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	30	30
はくさい	10	10
キャベツ	3	3
ケール	20	20
こまつな	15	15
きょうな	20	20
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	20	20
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	3	3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.7

農薬アミスルブロム (続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実 (果皮を含む。)	1	1
ほうれんそう	30	30
しょうが	2	2
えだまめ	10	10
みかん (外果皮を含む。)	3	3
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
いちご	0.05	0.05
ぶどう	5	5
その他の果実	1	1
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	20	20
はちみつ	○ 0.05	

農薬アメトクトラジン (殺菌剤)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.4	0.4
小豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも (長いもをいう。)	0.05	0.05
その他のいも類	0.05	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	50	50
かぶ類の葉	50	50
クレソン	50	50
はくさい	50	50
キャベツ	9	9
芽キャベツ	9	9
ケール	50	50
こまつな	50	50

農薬アメトクトラジン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きょうな	50	50
チングンサイ	50	50
カリフラワー	9	9
ブロッコリー	9	9
その他のあぶらな科野菜	50	50
チコリ	50	50
エンダイブ	50	50
しゅんぎく	50	50
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	50	50
その他のきく科野菜	50	50
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	20	20
にんにく	2	2
にら	20	20
その他のゆり科野菜	20	20
パセリ	40	40
セロリ	40	40
その他のせり科野菜	40	40
トマト	5	5
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	50	50
きゅうり（ガーキンを含む。）	3	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	3	3
しろとうり	3	3
すいか（果皮を含む。）	3	3
メロン類果実（果皮を含む。）	3	3
まくわうり（果皮を含む。）	3	3
その他のうり科野菜	50	50
ほうれんそう	50	50
オクラ	2	2
しょうが	C. 05	0.05
しいたけ	2	2
その他のきのこ類	2	2
その他の野菜	50	50
ぶどう	25	25
その他の果実	2	2
ホップ	100	100
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）	C. 05	0.05
その他のハーブ	40	40

農薬アメトクトラジン (続き)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
はちみつ	○ 0.05	

農薬イマザピル (除草剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	0.7	0.7
とうもろこし	0.05	0.05
大豆	5	5
小豆類	0.3	0.3
ひまわりの種子	0.08	0.08
なたね	0.05	0.05
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2

農薬イマザピル（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール（殺虫剤・殺ダニ剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.3	0.3
かんしょ	0.05	0.05
その他のきく科野菜	50	50
みつば	15	15
なす	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.2	0.2
まくわうり	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.2	0.2
みかん	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.3	0.3
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	0.2	0.2
びわ	0.2	0.2
もも	0.05	0.05
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.1	0.1
すもも（ブルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	0.1	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
いちご	0.5	0.5
ぶどう	0.5	0.5
マンゴー	0.3	0.3
その他の果実	0.5	0.5
綿実	0.2	0.2
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	15	15
ホップ	15	15
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.01	0.01

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	C. 01	0.01
牛の食用部分	C. 05	0.05
豚の食用部分	C. 01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	C. 01	0.01
乳	C. 01	0.01
鶏の筋肉	C. 01	0.01
その他の家きんの筋肉	C. 01	0.01
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	C. 04	0.04
その他の家きんの肝臓	C. 04	0.04
鶏の腎臓	C. 01	0.01
その他の家きんの腎臓	C. 01	0.01
鶏の食用部分	C. 04	0.04
その他の家きんの食用部分	C. 04	0.04
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
はちみつ	○ C. 05	

農薬オキサチアピプロリン（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	C. 01	0.01
大豆	C. 01	0.01
ばれいしょ	C. 05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	C. 04	0.04
かんしょ	C. 04	0.04
やまいも（長いもをいう。）	C. 04	0.04
こんにゃくいも	C. 04	0.04
その他のいも類	C. 04	0.04
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の葉	10	10
クレソン	10	10
はくさい	10	10
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2

農薬オキサチアピプロリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)		ppm	残留基準値 (改正前)	
	ppm	ppm		ppm	ppm
ケール		10		10	10
こまつな		10		10	10
きょうな		10		10	10
チンゲンサイ		10		10	10
カリフラワー		2		2	2
ブロッコリー		2		2	2
その他あぶらな科野菜		10		10	10
エンダイブ		15		15	15
しゅんぎく		15		15	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）		15		15	15
その他きく科野菜		15		15	15
たまねぎ	0.04		0.04	0.04	0.04
ねぎ（リーキを含む。）		2		2	2
にんにく	0.04		0.04	0.04	0.04
にら		2		2	2
アスパラガス		2		2	2
わけぎ	0.04		0.04	0.04	0.04
その他ゆり科野菜		2		2	2
パセリ		15		15	15
トマト		0.5		0.5	0.5
ピーマン		0.5		0.5	0.5
なす		0.5		0.5	0.5
その他なす科野菜		0.5		0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.2		0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		0.2		0.2	0.2
しろうり		0.2		0.2	0.2
すいか（果皮を含む。）		0.2		0.2	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）		0.2		0.2	0.2
まくわうり（果皮を含む。）		0.2		0.2	0.2
その他うり科野菜		0.2		0.2	0.2
ほうれんそう		15		15	15
オクラ		0.5		0.5	0.5
未成熟えんどう		1		1	1
その他の野菜		15		15	15
みかん（外果皮を含む。）	0.06		0.06	0.06	0.06
なつみかんの果実全体		0.06		0.06	0.06
レモン	0.06		0.06	0.06	0.06
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）		0.06		0.06	0.06
グレープフルーツ		0.06		0.06	0.06
ライム	0.06		0.06	0.06	0.06

農薬オキサチアピプロリン（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実	0.06	0.06
ラズベリー	0.5	0.5
ブラックベリー	0.5	0.5
その他ベリー類果実	0.5	0.5
ぶどう	0.9	0.9
その他の果実	0.5	0.5
ひまわりの種子	0.01	0.01
その他のスパイス	0.05	0.05
その他のハーブ	15	15
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

農薬カスガマイシン（殺菌剤／抗生物質）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
大豆	0.04	0.04
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.04	0.04
そら豆	0.04	0.04
その他の豆類	0.04	0.04
ばれいしょ	0.2	0.2
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2	0.2
はくさい	0.2	0.2
キャベツ	0.2	0.2

農薬カスガマイシン（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
芽キャベツ	0.2	0.2
ブロッコリー	0.6	0.6
その他あぶらな科野菜	0.2	0.2
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2	2
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	0.2	0.2
にんじん	0.2	0.2
セロリ	3	3
トマト	0.5	0.5
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.1	0.1
その他なす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.4	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
オクラ	0.2	0.2
未成熟えんどう	0.04	0.04
未成熟いんげん	0.04	0.04
えだまめ	0.04	0.04
他の野菜	0.04	0.04
みかん（外果皮を含む。）	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	0.2	0.2
レモン	0.2	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.2	0.2
グレープフルーツ	0.2	0.2
ライム	0.2	0.2
他のかんきつ類果実	0.2	0.2
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ（果梗 ^{こうき} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2	0.2
うめ	0.3	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.6	0.6
ラズベリー	3	3
ブラックベリー	3	3

農薬カスガマイシン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のベリー類果実	3	3
キウイ	0.2	0.2
その他の果実	0.2	0.2
くるみ	0.04	0.04
茶	3	3
その他のスパイス	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

農薬グリホサート（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	30	30
大麦	30	30
ライ麦	30	30
とうもろこし	5	5
そば	30	30
その他の穀類	30	30
大豆	20	20
小豆類	10	10
えんどう	5	5
そら豆	2	2
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類	5	5
ばれいしょ	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	0.2	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.1	0.1
その他のいも類	0.1	0.1
てんさい	15	15
さとうきび	2	2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2	0.2
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	0.2	0.2
西洋わさび	0.2	0.2

農薬グリホサート（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後)		ppm	ppm	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm			
クレソン		0.2		0.2	0.2
はくさい		0.2		0.2	0.2
キャベツ		0.2		0.2	0.2
芽キャベツ		0.2		0.2	0.2
ケール		0.2		0.2	0.2
こまつな		0.2		0.2	0.2
きょうな		0.2		0.2	0.2
チンゲンサイ		0.2		0.2	0.2
カリフラワー		0.2		0.2	0.2
ブロッコリー		0.2		0.2	0.2
その他のあぶら菜科野菜		0.2		0.2	0.2
ごぼう		0.2		0.2	0.2
サルシフィー		0.2		0.2	0.2
アーティチョーク		0.2		0.2	0.2
チコリ		0.2		0.2	0.2
エンダイブ		0.2		0.2	0.2
しゅんぎく		0.2		0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）		0.2		0.2	0.2
その他のきく科野菜		0.2		0.2	0.2
たまねぎ		0.2		0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）		0.2		0.2	0.2
にんにく		0.2		0.2	0.2
にら		0.2		0.2	0.2
アスパラガス		0.5		0.5	0.5
わけぎ		0.2		0.2	0.2
その他のゆり科野菜		0.2		0.2	0.2
にんじん		0.2		0.2	0.2
パースニップ		0.2		0.2	0.2
パセリ		0.2		0.2	0.2
セロリ		0.2		0.2	0.2
みつば		0.2		0.2	0.2
その他のせり科野菜		0.2		0.2	0.2
トマト		0.2		0.2	0.2
ピーマン		0.1		0.1	0.1
なす		0.2		0.2	0.2
その他のなす科野菜		0.1		0.1	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.5		0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		0.5		0.5	0.5
しろうり		0.2		0.2	0.2
すいか		0.5		0.5	0.5

農薬グリホサート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実	0.5	0.5
まくわうり	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	0.2	0.2
たけのこ	0.2	0.2
オクラ	0.2	0.2
しょうが	0.2	0.2
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
マッシュルーム	0.2	0.2
その他の野菜	0.2	0.2
みかん	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.5	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ	0.2	0.2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.2	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（ブルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	0.2	0.2
ラズベリー	0.2	0.2
ブラックベリー	0.2	0.2
ブルーベリー	0.2	0.2
クランベリー	0.2	0.2
ハックルベリー	0.2	0.2
その他のベリー類果実	0.2	0.2
ぶどう	0.5	0.5
かき	0.2	0.2
バナナ	0.2	0.2

農薬グリホサート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キウイ	0.1	0.1
パパイヤ	0.2	0.2
アボカド	0.2	0.2
パイナップル	0.1	0.1
グアバ	0.2	0.2
マンゴー	0.2	0.2
パッションフルーツ	0.2	0.2
なつめやし	0.2	0.2
その他の果実	0.2	0.2
ひまわりの種子	40	40
ごまの種子	40	40
べにばなの種子	40	40
綿実	40	40
なたね	30	30
その他のオイルシード	40	40
ぎんなん	0.2	0.2
くり	1	1
ペカン	1	1
アーモンド	1	1
くるみ	1	1
その他のナッツ類	1	1
茶	1	1
コーヒー豆	1	1
カカオ豆	0.2	0.2
ホップ	0.1	0.1
その他のスパイス	0.2	0.2
その他のハーブ	0.2	0.2
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	5	5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5
牛の腎臓	5	5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5	5

農薬グリホサート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	5	5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	5
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.5	0.5
その他の家きんの肝臓	0.5	0.5
鶏の腎臓	0.5	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5	0.5
鶏の食用部分	0.5	0.5
その他の家きんの食用部分	0.5	0.5
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

農薬クロラントラニリプロール（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	6	6
大麦	6	6
ライ麦	6	6
とうもろこし	0.6	0.6
そば	6	6
その他の穀類	6	6
大豆	0.2	0.2
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
らっかせい	0.06	0.06
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05

農薬クロラントラニリプロール（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
こんにゃくいも	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
てんさい	0.02	0.02
さとうきび	14	14
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	40	40
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	20	20
西洋わさび	0.02	0.02
クレソン	20	20
はくさい	20	20
キャベツ	4	4
芽キャベツ	4	4
ケール	20	20
こまつな	20	20
きょうな	20	20
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	4	4
ブロッコリー	4	4
その他のあぶらな科野菜	20	20
ごぼう	0.02	0.02
サルシフィー	0.02	0.02
アーティチョーク	2	2
チコリ	20	20
エンダイブ	20	20
しゅんぎく	20	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20	20
その他のきく科野菜	20	20
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
にら	3	3
アスパラガス	0.1	0.1
その他のゆり科野菜	3	3
にんじん	0.08	0.08
ペースニップ	0.02	0.02
パセリ	15	15
セロリ	15	15
みつば	15	15
その他のせり科野菜	15	15
トマト	0.7	0.7
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7

農薬クロラントラニリプロール（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他なす科野菜	20	20
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.1	0.1
その他のうり科野菜	20	20
ほうれんそう	20	20
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	1	1
マッシュルーム	0.6	0.6
しいたけ	0.6	0.6
その他のきのこ類	0.6	0.6
その他の野菜	20	20
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	1	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	1	1
びわ	0.4	0.4
もも	0.4	0.4
ネクタリン	4	4
あんず（アプリコットを含む。）	4	4
すもも（ブルーンを含む。）	4	4
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
いちご	1	1
ラズベリー	2	2
ブラックベリー	2	2

農薬クロラントラニリプロール（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブルーベリー	3	3
クランベリー	3	3
ハックルベリー	3	3
その他のベリー類果実	3	3
ぶどう	2	2
かき	0.3	0.3
アボカド	0.5	0.5
その他の果実	1	1
ひまわりの種子	2	2
ごまの種子	0.3	0.3
べにばなの種子	2	2
綿実	0.3	0.3
なたね	2	2
その他のオイルシード	0.3	0.3
ぎんなん	0.02	0.02
くり	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
茶	50	50
コーヒー豆	0.4	0.4
カカオ豆（外皮を含まない。）	0.08	0.08
ホップ	40	40
その他のスパイス	90	90
その他のハーブ	25	25
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.3	0.3
豚の脂肪	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2

農薬クロラントラニリプロール（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	C. 05	0.05
鶏の筋肉	C. 02	0.02
その他の家きんの筋肉	C. 02	0.02
鶏の脂肪	C. 08	0.08
その他の家きんの脂肪	C. 08	0.08
鶏の肝臓	C. 07	0.07
その他の家きんの肝臓	C. 07	0.07
鶏の腎臓	C. 07	0.07
その他の家きんの腎臓	C. 07	0.07
鶏の食用部分	C. 07	0.07
その他の家きんの食用部分	C. 07	0.07
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
魚介類	C. 05	0.05
はちみつ	○ C. 05	

農薬クロルフルアズロン（殺虫剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.2	0.2
かんしょ	C. 05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	C. 05	0.05
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.7	0.7
はくさい	0.3	0.3
キャベツ	0.1	0.1
カリフラワー	0.3	0.3
ブロッコリー	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	1	1
ねぎ（リーキを含む。）	0.5	0.5
わけぎ	0.3	0.3
トマト	1	1

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のはす科野菜	2	2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
オクラ	0.5	0.5
未成熟えんどう	0.7	0.7
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	1	1
他の野菜	2	2
りんご	2	2
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
もも	0.05	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
いちご	0.5	0.5
ぶどう	1	1
かき	0.5	0.5
茶	10	10
他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.4	0.4
豚の脂肪	0.4	0.4
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4
牛の肝臓	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03
乳	0.03	0.03
鶏の筋肉	0.02	0.02
他の家きんの筋肉	0.02	0.02

農薬クロルフルアズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02
鶏の腎臓	0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02
鶏の食用部分	0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
はちみつ	○ 0.05	

農薬シアゾファミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	20	20
クレソン	10	10
はくさい	15	15
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	15	15
チンゲンサイ	15	15
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	20	20
チコリ	10	10

農薬シアゾファミド（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
エンダイブ	10	10
しゅんぎく	10	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	10	10
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	2	2
わけぎ	5	5
その他のゆり科野菜	3	3
にんじん	0.09	0.09
みつば	10	10
トマト	2	2
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
しろうり	0.1	0.1
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
まくわうり	0.1	0.1
その他のうり科野菜	10	10
ほうれんそう	25	25
しょうが	3	3
未成熟いんげん	0.4	0.4
えだまめ	5	5
その他の野菜	10	10
みかん	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
日本なし	0.5	0.5
もも	0.3	0.3
ネクタリン	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
いちご	0.7	0.7

農薬シアゾファミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	10	10
パパイヤ	0.5	0.5
その他の果実	1	1
ホップ	15	15
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	15	15
はちみつ	○ 0.05	

農薬シエノピラフェン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきく科野菜	10	10
アスパラガス	0.5	0.5
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	0.5
その他の野菜	0.7	0.7
みかん（外果皮を含む。）	3	3
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	2
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（ブルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	3	3

農薬シエノピラフェン (続き)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	5	5
かき	0.7	0.7
その他の果実	2	2
茶	60	60
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	30	30
はちみつ	○ 0.05	

農薬シクラニリプロール (殺虫剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	15	15
かぶ類の葉	15	15
クレソン	15	15
はくさい	1	1
キャベツ	1	1
芽キャベツ	1	1
ケール	15	15
きょうな	15	15
チンゲンサイ	15	15
カリフラワー	1	1
ブロッコリー	1	1
その他のあぶらな科野菜	15	15
エンダイブ	15	15
しゅんぎく	15	15
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15
その他のきく科野菜	15	15
パセリ	15	15
トマト	0.2	0.2
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2	0.2
すいか (果皮を含む。)	0.2	0.2
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	15	15

農薬シクラニリプロール（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
オクラ	0.2	0.2
みかん（外果皮を含む。）	0.6	0.6
なつみかんの果実全体	0.4	0.4
レモン	0.6	0.6
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6	0.6
グレープフルーツ	0.6	0.6
ライム	0.6	0.6
その他のかんきつ類果実	0.6	0.6
りんご	0.3	0.3
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	0.3	0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	1	1
ネクタリン	1	1
あんず（アブリコットを含む。）	1	1
すもも（ブルーンを含む。）	1	1
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
いちご	0.4	0.4
ラズベリー	0.8	0.8
ブラックベリー	0.8	0.8
ブルーベリー	2	2
クランベリー	2	2
ハックルベリー	2	2
他のベリー類果実	2	2
ぶどう	1	1
かき	0.2	0.2
キウイ（果皮を含む。）	1	1
グアバ	2	2
パッションフルーツ	1	1
他の果実	1	1
ぎんなん	0.03	0.03
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03
くるみ	0.03	0.03
他のナッツ類	0.03	0.03
茶	50	50
他のスパイス	3	3

農薬シクラニリプロール（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のハーブ	15	15
はちみつ	○ 0.05	

農薬 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸（除草剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	○ 2	0.5
大麦	○ 2	0.5
ライ麦	○ 2	0.5
とうもろこし	0.05	0.05
そば	●	0.2
その他の穀類	○ 2	0.5
大豆	● 0.01	0.05
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	○ 0.4	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも（長いもをいう。）	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.08
さとうきび	○ 0.1	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.08
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.08
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.08
クレソン	●	0.08
はくさい	●	0.08
キャベツ	●	0.08
芽キャベツ	●	0.08
ケール	●	0.08

農薬2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
こまつな		0.08
きょうな		0.08
チングンサイ		0.08
カリフラワー		0.08
ブロッコリー		0.08
その他のあぶらな科野菜		0.08
ごぼう		0.08
サルシフィー		0.08
アーティチョーク		0.05
チコリ		0.08
エンダイブ		0.08
しゅんぎく		0.08
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.08
その他のきく科野菜		0.08
たまねぎ		0.05
ねぎ(リーキを含む。)		0.05
にんにく		0.05
にら		0.05
アスパラガス	5	5
わけぎ		0.05
その他のゆり科野菜		0.05
にんじん		0.08
パースニップ		0.08
パセリ		0.08
セロリ		0.08
みつば		0.05
その他のせり科野菜		0.08
トマト		0.2
ピーマン		0.08
なす		0.08
その他のなす科野菜		0.08
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.08
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.08
しろうり		0.08
すいか		0.08
メロン類果実		0.08
まくわうり		0.08
その他のうり科野菜		0.08
ほうれんそう		0.08

農薬2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.07
みかん		0.01
みかん (外果皮を含む。)	3	
なつみかんの果実全体	○ 3	2
レモン	○ 3	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	2
グレープフルーツ	○ 3	2
ライム	○ 3	2
その他のかんきつ類果実	○ 3	2
りんご	○ 0.05	0.01
日本なし	○ 0.05	0.01
西洋なし	○ 0.05	0.01
マルメロ	○ 0.05	0.01
びわ		0.01
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.05	
もも		0.2
もも (果皮及び種子を含む。)	0.05	
ネクタリン	● 0.05	0.2
あんず (アブリコットを含む。)	● 0.05	5
すもも (プルーンを含む。)	● 0.05	0.2
うめ	● 0.05	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	● 0.05	0.2
いちご	○ 0.1	0.05
ラズベリー	○ 0.2	0.1
ブラックベリー	○ 0.2	0.1
ブルーベリー	○ 0.2	0.1
クランベリー		0.5
ハックルベリー	○ 0.2	0.1
その他のベリー類果実	○ 0.2	0.1
ぶどう	● 0.1	0.5

農薬2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かき	● 0.01	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.08
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	● 0.1	0.2
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	● 0.05	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	○ 0.08	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	● 0.2	0.2
くり	● 0.2	0.2
ペカン	● 0.2	0.2
アーモンド	● 0.2	0.2
くるみ	● 0.2	0.2
その他のナッツ類	● 0.2	0.2
ホップ	○ 0.2	0.08
その他のスパイス	● 1	2
その他のハーブ	●	0.08
牛の筋肉	● 0.2	0.2
豚の筋肉	● 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.2	0.2
牛の脂肪	○ 0.4	0.2
豚の脂肪	○ 0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.4	0.2
牛の肝臓	● 5	5
豚の肝臓	● 5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 5	5
牛の腎臓	● 5	5
豚の腎臓	● 5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 5	5

農薬2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	5	5
豚の食用部分	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	5
乳	○ 0.03	0.01
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.7	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.7	0.05
鶏の腎臓	○ 0.7	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.7	0.05
鶏の食用部分	○ 0.7	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.7	0.05
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	●	1
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	●	1
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	●	1
魚介類 (その他の魚類に限る。)	●	1
魚介類 (貝類に限る。)	●	1
魚介類 (甲殻類に限る。)	●	1
その他の魚介類	●	1
ミネラルウォーター類	0.03	0.03

農薬シフルフェナミド (殺菌剤)

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.3	0.3
大麦	0.7	0.7
ライ麦	0.7	0.7
その他の穀類	0.7	0.7
トマト	0.5	0.5
ピーマン	1	1
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	0.3	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	0.3

農薬シフルフェナミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.1	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.08	0.08
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.3	0.3
りんご	0.3	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	1	1
すもも（ブルーンを含む。）	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	0.7	0.7
ぶどう	0.5	0.5
かき	0.3	0.3
ホップ	5	5
はちみつ	○ 0.05	

農薬及び動物用医薬品ジフルベンズロン（殺虫剤・外部寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
その他の穀類	0.05	0.05
大豆	0.05	0.05
らっかせい	0.1	0.1
はくさい	1	1
キャベツ	0.5	0.5
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
その他のゆり科野菜	0.02	0.02
ピーマン	0.7	0.7
その他のなす科野菜	3	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.2	0.2
しょうが	0.3	0.3
マッシュルーム	0.3	0.3
みかん	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3

農薬及び動物用医薬品ジフルベンズロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	5	5
日本なし	5	5
西洋なし	5	5
マルメロ	5	5
もも	0.1	0.1
ネクタリン	0.5	0.5
すもも（ブルーンを含む。）	0.5	0.5
かき	1	1
その他の果実	0.2	0.2
綿実	0.2	0.2
ぎんなん	0.2	0.2
くり	0.2	0.2
ペカン	0.2	0.2
アーモンド	0.2	0.2
くるみ	0.2	0.2
その他のナッツ類	0.2	0.2
茶	20	20
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02

農薬及び動物用医薬品ジフルベンズロン（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
魚介類（さけ目魚類に限る。）	1	1
はちみつ	0.01	

農薬シフルメトフェン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.2	0.2
てんさい	0.01	0.01
その他のきく科野菜	25	25
アスパラガス	5	5
みつば	60	60
トマト	0.4	0.4
ピーマン	5	5
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか（果皮を含む。）	0.4	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9	0.9
その他のうり科野菜	0.5	0.5
未成熟いんげん	7	7
その他の野菜	90	90
みかん（外果皮を含む。）	5	5
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10	10

農薬シフルメトフェン（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	0.4	0.4
びわ	0.3	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	10	10
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	10	10
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	2	2
ぶどう	3	3
かき	2	2
その他の果実	2	2
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	40	40
ホップ	10	10
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	90	90
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02

農薬シフルメトフェン（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

農薬ジメテナミド（除草剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	● 0.01	0.03
その他の穀類	0.01	0.01
大豆	● 0.01	0.03
小豆類	○ 0.05	0.01
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
てんさい	0.05	0.05
かぶ類の根	0.01	0.01
かぶ類の葉	0.1	0.1
キャベツ	0.05	0.05
カリフラワー	0.01	
ブロッコリー	● 0.01	0.05
たまねぎ	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
えだまめ	● 0.01	0.02
その他の野菜	0.01	0.01
ホップ	0.05	0.05
その他のハーブ	0.01	0.01
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01

農薬ジメテナミド（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

農薬スピネトラム（殺虫剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.02	
大豆	0.1	0.1
小豆類	0.1	0.1
えんどう	0.1	0.1
そら豆	0.1	0.1
その他の豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.02	0.1
かんしょ	0.1	0.1
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	3	3
クレソン	8	8
はくさい	1	1
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	5	5
こまつな	10	10

農薬スピネトラム（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
エンダイブ	8	8
しゅんぎく	15	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	○ 20	15
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	0.1	0.1
にら	2	2
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	○ 2	0.8
にんじん	● 0.02	0.05
パセリ	8	8
セロリ	8	8
その他のせり科野菜	8	8
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	○ 2	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか（果皮を含む。）	● 0.08	0.2
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.01	
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ほうれんそう	10	10
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜	8	8
みかん（外果皮を含む。）	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7

農薬スピネトラム（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.2	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.05	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.7	1
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.8	0.2
すもも（ブルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	○ 0.8	0.7
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
いちご	2	2
ラズベリー	0.8	0.8
ブラックベリー	0.7	0.7
ブルーベリー	0.5	0.5
クランベリー	0.01	0.01
ハックルベリー	0.2	0.2
他のベリー類果実	0.7	0.7
ぶどう	○ 2	0.5
かき	0.3	0.3
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	○ 0.4	0.3
他の果実	0.5	0.5
綿実	0.01	
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
他のナッツ類	0.1	0.1
茶	70	70
他のスパイス	3	3
他のハーブ	8	8

農薬スピネトラム（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 1	0.2
豚の筋肉	○ 1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 1	0.2
牛の脂肪	○ 1	0.2
豚の脂肪	○ 1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 1	0.2
牛の肝臓	○ 0.1	0.02
豚の肝臓	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.02
牛の腎臓	○ 0.1	0.02
豚の腎臓	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.02
牛の食用部分	○ 0.1	0.02
豚の食用部分	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.02
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

農薬及び動物用医薬品スピノサド（殺虫剤・外部寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	2	2
大麦	2	2

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライ麦	1	1
とうもろこし	2	2
そば	1	1
その他の穀類	1	1
大豆	0.02	0.02
小豆類	0.02	0.02
えんどう	0.02	0.02
そら豆	0.02	0.02
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	0.02	0.02
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
てんさい	0.06	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.1	0.1
かぶ類の葉	10	10
西洋わさび	0.1	0.1
クレソン	10	10
はくさい	10	10
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	10	10
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チングンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
ごぼう	0.1	0.1
サルシフィー	0.1	0.1
アーティチョーク	0.3	0.3
チコリ	10	10
エンダイブ	10	10
しゅんぎく	10	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	10	10

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	4	4
にんにく	0.1	0.1
にら	5	5
アスパラガス	0.5	0.5
わけぎ	1	1
その他のゆり科野菜	4	4
にんじん	0.2	0.2
パースニップ	0.1	0.1
パセリ	8	8
セロリ	8	8
みつば	5	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.02	0.02
その他のうり科野菜	10	10
ほうれんそう	10	10
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	0.7	0.7
未成熟いんげん	0.3	0.3
えだまめ	0.3	0.3
その他の野菜	10	10
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マルメロ	0.5	0.5
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（ブルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	1	1
ラズベリー	1	1
ブラックベリー	1	1
ブルーベリー	0.4	0.4
クランベリー	0.02	0.02
ハックルベリー	0.3	0.3
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.5	0.5
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.7	0.7
なつめやし	0.1	0.1
その他の果実	0.3	0.3
綿実	0.02	0.02
ぎんなん	0.07	0.07
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.07	0.07
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.07	0.07
茶	2	2
その他のスパイス	2	2
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	2	2
豚の筋肉	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	2
牛の脂肪	10	10
豚の脂肪	10	10

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	10
牛の肝臓	5	5
豚の肝臓	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分	5	5
豚の食用部分	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	5
乳	2	2
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	8	8
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	1	1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.7	0.7
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	1	1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.5	0.5
その他の家きんの卵	0.1	0.1
干しうどり	1	1
綿実油	0.01	0.01
はちみつ	0.01	

農薬ゾキサミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.02	0.02
たまねぎ	0.7	0.7
トマト	2	2
ピーマン	0.3	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2

農薬ゾキサミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)		ppm	ppm	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm			
しろうり	2	2	2	2	2
すいか（果皮を含む。）	2	2	2	2	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2	2	2	2
まくわうり（果皮を含む。）	2	2	2	2	2
その他のうり科野菜	2	2	2	2	2
ぶどう	5	5	5	5	5
バナナ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
干しぶどう	15	15	15	15	15
はちみつ	○ 0.05				

農薬テトラニリプロール（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)		ppm	ppm	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm			
米（玄米をいう。）	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
とうもろこし	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
大豆	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
はくさい	3	3	3	3	3
キャベツ	2	2	2	2	2
ケール	15	15	15	15	15
こまつな	15	15	15	15	15
きょうな	10	10	10	10	10
チンゲンサイ	5	5	5	5	5
プロッコリー	10	10	10	10	10
その他のあぶらな科野菜	15	15	15	15	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20	20	20	20	20
ねぎ（リーキを含む。）	2	2	2	2	2
トマト	2	2	2	2	2
ピーマン	2	2	2	2	2
なす	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
えだまめ	2	2	2	2	2
りんご	1	1	1	1	1
日本なし	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	1	1	1	1	1

農薬テトラニリプロール (続き)

食品名	残留基準値 [※]		残留基準値 (改正前) ppm
	(改正後) ppm	(改正前) ppm	
あんず (アプリコットを含む。)	1	1	
すもも (ブルーンを含む。)	0.1	0.1	
うめ	1	1	
おうとう (チェリーを含む。)	1	1	
いちご	2	2	
ぶどう	2	2	
かき	0.5	0.5	
茶	50	50	
その他のハーブ	15	15	
魚介類	0.05	0.05	
はちみつ	○	0.05	

農薬ピカルブトラゾクス (殺菌剤)

食品名	残留基準値 [※]		残留基準値 (改正前) ppm
	(改正後) ppm	(改正前) ppm	
米 (玄米をいう。)	0.01	0.01	
てんさい	0.01	0.01	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.08	0.08	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	15	15	
はくさい	2	2	
キャベツ	3	3	
ケール	15	15	
こまつな	15	15	
きょうな	10	10	
チンゲンサイ	15	15	
ブロッコリー	2	2	
その他のあぶらな科野菜	15	15	
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30	
たまねぎ	0.03	0.03	
ねぎ (リーキを含む。)	3	3	
トマト	2	2	
ピーマン	1	1	
なす	0.5	0.5	
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.4	0.4	
すいか (果皮を含む。)	0.4	0.4	
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.5	0.5	
ほうれんそう	30	30	
しょうが	2	2	

農薬ピカルブトラゾクス (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のハーブ	15	15
はちみつ	○ 0.05	

農薬ピラジフルミド (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.3	0.3
はくさい	2	2
キャベツ	3	3
ブロッコリー	3	3
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20
たまねぎ	0.3	0.3
ねぎ (リーキを含む。)	5	5
トマト	2	2
ピーマン	5	5
なす	0.7	0.7
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.7
すいか	0.02	0.02
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	1	1
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	5	5
えだまめ	10	10
その他の野菜	10	10
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	1	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
もも	0.2	0.2
ネクタリン	2	2
あんず (アприコットを含む。)	3	3
すもも (プルーンを含む。)	0.7	0.7

農薬ピラジフルミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	3	3
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
その他のスパイス	10	10
はちみつ	○ 0.05	

農薬ピリオフェノン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	1	1
トマト	1	1
ピーマン	1	1
なす	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.3	0.3
未成熟えんどう	2	2
りんご	1	1
日本なし	1	1
いちご	2	2
ラズベリー	0.9	0.9
ブラックベリー	0.9	0.9
ブルーベリー	2	2
ハックルベリー	2	2
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	3	3
かき	0.7	0.7
グアバ	2	2
パッションフルーツ	2	2
その他の果実	2	2
はちみつ	○ 0.05	

農薬ピロキサスルホン（除草剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.01	0.01
とうもろこし	0.01	0.01
その他の穀類	0.01	0.01
大豆	0.01	0.01
小豆類	0.01	0.01
えんどう	0.01	0.01
そら豆	0.01	0.01
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01	0.01
その他のいも類	0.01	0.01
その他のきく科野菜	0.07	0.07
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
にら	0.01	0.01
わけぎ	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	0.01	0.01
セロリ	0.07	0.07
その他のうり科野菜	0.01	0.01
しょうが	0.01	0.01
えだまめ	0.01	0.01
その他の野菜	0.07	0.07
ひまわりの種子	0.02	0.02
べにばなの種子	0.02	0.02
綿実	0.02	0.02
その他のオイルシード	0.02	0.02
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）	0.01	0.01
その他のハーブ	0.07	0.07
はちみつ	○ 0.05	

農薬フェンピコキサミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.6	0.6

農薬フェンピコキサミド（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライ麦	0.6	0.6
バナナ	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

農薬フェンヘキサミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.05	0.05
クレソン	30	30
その他のあぶらな科野菜	30	30
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	0.05	0.05
パセリ	30	30
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
その他の野菜	30	30
みかん（外果皮を含む。）	5	5
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	10	10
ネクタリン	10	10
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	6	6
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	10	10

農薬フェンヘキサミド（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ラズベリー	15	15
ブラックベリー	15	15
ブルーベリー	5	5
ハックルベリー	5	5
その他のベリー類果実	15	15
ぶどう	20	20
キウイ（果皮を含む。）	15	15
その他の果実	3	3
アーモンド	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
ホップ	100	100
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
はちみつ	0.01	

農薬フルオキサストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.01	0.01
いちご	2	2
はちみつ	○ 0.05	

農薬フルキサメタミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
かんしょ	0.02	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
はくさい	0.7	0.7
キャベツ	1	1
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
たまねぎ	0.02	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	0.3	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか	0.02	0.02
メロン類果実	0.05	0.05
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
いちご	1	1
茶	5	5
魚介類	0.02	0.02
はちみつ	○ 0.05	

農薬フルチアニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	0.3	0.3
なす	0.2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.07	0.07
未成熟えんどう	0.5	0.5

農薬フルチアニル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.4	0.4
いちご	0.5	0.5
ぶどう	0.7	0.7
はちみつ	○ 0.05	

農薬フルトラニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	2	2
小麦	0.05	0.05
大豆	0.5	0.5
らっかせい	0.5	0.5
ばれいしょ	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.2	0.2
てんさい	0.2	0.2
かぶ類の葉	0.07	0.07
はくさい	0.07	0.07
キャベツ	2	2
芽キャベツ	0.07	0.07
ケール	0.07	0.07
こまつな	0.07	0.07
きょうな	0.07	0.07
チンゲンサイ	0.07	0.07
カリフラワー	0.05	0.05
ブロッコリー	0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜	10	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3	3
その他のきく科野菜	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
その他のゆり科野菜	5	5
みつば	2	2
トマト	0.03	0.03
ピーマン	0.7	0.7
その他のなす科野菜	0.1	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.05	0.05
ほうれんそう	2	2

農薬フルトラニル（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しょうが	5	5
えだまめ	2	2
その他の野菜	1	1
いちご	3	3
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
魚介類	2	2
はちみつ	○ 0.05	
米ぬか	10	10

農薬プロフラニリド（殺虫剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かんしょ	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9	9
かぶ類の根	0.04	0.04
かぶ類の葉	6	6
はくさい	1	1
キャベツ	0.4	0.4
ケール	10	10
こまつな	6	6
きょうな	5	5
チングンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
えだまめ	0.8	0.8
その他のハーブ	10	10
はちみつ	○ 0.05	

農薬プロヘキサジオンカルシウム塩（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.5	0.5
大麦	0.1	0.1
ライ麦	0.1	0.1
その他の穀類	0.1	0.1
らっかせい	1	1
キャベツ	0.2	0.2
りんご	3	3
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
とうとう（チェリーを含む。）	0.4	0.4
いちご	2	2
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01

農薬プロヘキサジオンカルシウム塩（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

農薬ヘキシチアゾクス（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.5	0.5
小豆類	0.4	0.4
えんどう	0.4	0.4
そら豆	0.4	0.4
その他の豆類	0.4	0.4
かんしょ	0.2	0.2
てんさい	0.1	0.1
その他のきく科野菜	0.3	0.3
トマト	0.1	0.1
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	0.7	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッショを含む。）	0.5	0.5
すいか	0.5	0.5
メロン類果実	0.5	0.5
その他のうり科野菜	0.7	0.7

農薬ヘキシチアゾクス（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜	0.7	0.7
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0.7	0.7
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.4	0.4
びわ	0.1	0.1
もも	0.1	0.1
ネクタリン	0.3	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.3	0.3
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
いちご	6	6
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
なつめやし	2	2
その他の果実	0.7	0.7
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05
茶	15	15
ホップ	25	25
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	1	1
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05

農薬ヘキシチアジクス (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

農薬ベンゾビンジフルピル (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.1	0.1
大麦	2	2
ライ麦	0.1	0.1
とうもろこし	0.02	0.02
その他の穀類	2	2
大豆	○ 0.08	0.07

農薬ベンゾビンジフルピル (続き)

食品名	残留基準値 [*] (改正後)		ppm	残留基準値 (改正前)	
	ppm	ppm		ppm	ppm
小豆類		0.2	0.2		0.2
えんどう		0.2	0.2		0.2
そら豆		0.2	0.2		0.2
らっかせい	○	0.04	0.02		0.02
その他の豆類		0.2	0.2		0.2
ばれいしょ		0.02	0.02		0.02
かんしょ		0.02	0.02		0.02
さとうきび	○	0.04	0.02		0.02
トマト		2	2		2
ピーマン		2	2		2
なす		2	2		2
その他のなす科野菜		2	2		2
きゅうり (ガーキンを含む。)		0.3	0.3		0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)		0.3	0.3		0.3
しろうり	○	0.2			
すいか (果皮を含む。)	○	0.2			
メロン類果実 (果皮を含む。)	○	0.2			
まくわうり (果皮を含む。)	○	0.2			
その他のうり科野菜		0.3	0.3		0.3
オクラ		2	2		2
その他の野菜	○	0.3	0.2		0.2
りんご		0.2	0.2		0.2
日本なし		0.2	0.2		0.2
西洋なし		0.2	0.2		0.2
マルメロ		0.2	0.2		0.2
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	○	0.2			
ブルーベリー	○	2			
その他のベリー類果実		1	1		1
ぶどう		1	1		1
かき	○	0.2			
パッションフルーツ		1	1		1
その他の果実		2	2		2
綿実		0.05	0.05		0.05
なたね		0.2	0.2		0.2
その他のオイルシード		0.2	0.2		0.2
コーヒー豆	○	0.2			
その他のスパイス		2	2		2
その他のハーブ	○	0.9			
牛の筋肉	○	0.03	0.01		

農薬ベンゾビンジフルピル (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.03	0.01
牛の脂肪	○ 0.03	0.01
豚の脂肪	○ 0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	0.01
牛の肝臓	○ 0.1	0.01
豚の肝臓	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.01
牛の腎臓	○ 0.1	0.01
豚の腎臓	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.01
牛の食用部分	○ 0.1	0.01
豚の食用部分	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
干しうどう	3	

農薬ベンチアバリカルブイソプロピル (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.05	0.05
ばれいしょ	0.01	0.01
はくさい	2	2
キャベツ	0.05	0.05

農薬ベンチアバリカルブイソプロピル（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブロッコリー	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
たまねぎ	0.02	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーリンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
すいか	0.05	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6	0.6
みかん（外果皮を含む。）	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
いちご	2	2
ぶどう	2	2
その他の果実	1	1
その他のスパイス	5	5
はちみつ	○ 0.05	

農薬ホスチアゼート（殺虫剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	● 0.01	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	● 0.02	0.03
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.01	0.03
かんしょ	● 0.01	0.03
やまいも（長いもをいう。）	● 0.02	0.03

農薬ホスチアゼート（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
こんにゃくいも	0.03	0.03
その他のいも類	●	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.03
かぶ類の根	●	0.08
かぶ類の葉	○	0.4
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	○	0.2
きょうな		0.1
チンゲンサイ	○	0.2
カリフラワー	●	0.01
ブロッコリー	●	0.01
その他のあぶらな科野菜		0.1
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	○	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○	0.4
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	●	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	○	1
にんにく	●	0.03
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.01
にんじん	●	0.09
パースニップ	●	0.2
パセリ	○	3
セロリ	●	0.1
みつば	○	0.2
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	○	0.8

農薬ホスチアゼート（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	● 0.02	0.2
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	0.2	0.2
すいか	● 0.04	0.5
メロン類果実	● 0.2	0.5
まくわうり	●	0.5
その他のうり科野菜		0.2
その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	0.2	
その他のうり科野菜（とうがんに限る。）	0.1	
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.2
オクラ	● 0.01	0.1
しょうが	● 0.04	0.2
未成熟えんどう	○ 0.2	
未成熟いんげん	○ 0.5	
その他の野菜	● 0.05	0.1
びわ	●	0.5
もも	●	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.05
すもも（プルーンを含む。）	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.05
いちご	○ 0.2	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
バナナ	○ 0.05	
キウイ	●	0.5
なつめやし	●	0.05
その他の果実	● 0.02	0.05
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	0.1	0.1

農薬マンジプロパミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm	
大豆	0.2	0.2	
小豆類	0.1	0.1	
ばれいしょ	0.09	0.09	
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01	
かんしょ	0.01	0.01	
やまいも（長いもをいう。）	0.01	0.01	
その他のいも類	0.01	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25	
かぶ類の葉	25	25	
クレソン	25	25	
はくさい	25	25	
キャベツ	3	3	
芽キャベツ	3	3	
ケール	25	25	
こまつな	25	25	
きょうな	25	25	
チンゲンサイ	25	25	
カリフラワー	3	3	
ブロッコリー	5	5	
その他のあぶらな科野菜	25	25	
チコリ	25	25	
エンダイブ	25	25	
しゅんぎく	25	25	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	25	25	
その他のきく科野菜	25	25	
たまねぎ	0.1	0.1	
ねぎ（リーキを含む。）	7	7	
にんにく	0.05	0.05	
その他のゆり科野菜	7	7	
パセリ	20	20	
セロリ	20	20	
トマト	2	2	
ピーマン	2	2	
なす	2	2	
その他のなす科野菜	25	25	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3	
しろうり	0.3	0.3	
すいか	0.2	0.2	

農薬マンジプロパミド（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実	0.01	0.01
まくわうり	0.01	0.01
その他のうり科野菜	25	25
ほうれんそう	25	25
オクラ	1	1
じょうが	0.01	0.01
えだまめ	2	2
その他の野菜	25	25
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
いちご	5	5
ぶどう	3	3
その他の果実	3	3
ホップ	90	90
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	25	25
はちみつ	○ 0.05	

農薬マンデストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
はくさい	5	5
キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	25	25
チンゲンサイ	40	40

農薬マンデストロビン（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のあぶらな科野菜	40	40
しゅんぎく	50	50
レタス（サラダ葉及びちしやを含む。）	40	40
トマト	10	10
なす	2	2
きゅうり（ガーリックを含む。）	2	2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	10	10
えだまめ	10	10
その他の野菜	10	10
りんご	5	5
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	5	5
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（ブルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	3	3
ぶどう	10	10
かき	3	3
なたね	0.5	0.5
茶	40	40
その他のハーブ	40	40
はちみつ	○ 0.05	

農薬メソトリオン（除草剤）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	0.01
とうもろこし	0.01	0.01
その他の穀類	0.01	0.01
大豆	0.03	0.03
さとうきび	0.01	0.01

農薬メソトリオン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アスパラガス	0.01	0.01
オクラ	0.01	0.01
ラズベリー	0.01	0.01
ブラックベリー	0.01	0.01
ブルーベリー	0.01	0.01
クランベリー	0.01	0.01
その他のベリー類果実	0.01	0.01
その他のオイルシード	0.01	0.01
その他のハーブ	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

農薬メタフルミゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	● 0.1	0.2
大豆	0.5	0.5
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.1	0.2
かんしょ	● 0.1	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.3	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 25	30
かぶ類の根	● 0.2	0.5
かぶ類の葉	○ 60	30
はくさい	10	10
キャベツ	5	5
芽キャベツ	0.8	0.8
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	40	40
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	○ 3	
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	40	40
ごぼう	● 0.1	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 80	50
たまねぎ	○ 0.1	
ねぎ（リーキを含む。）	● 5	10

農薬メタフルミジン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アスパラガス	● 0.5	0.7
にんじん	0.3	0.3
トマト	5	5
ピーマン	5	5
なす	3	3
その他のなす科野菜	0.6	0.6
ほうれんそう	70	70
しょうが	● 0.2	0.3
えだまめ	10	10
みかん		0.3
みかん（外果皮を含む。）	8	
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	○ 8	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 8	5
グレープフルーツ	○ 8	5
ライム	○ 8	5
その他のかんきつ類果実	○ 8	5
うめ	10	10
いちご	● 0.1	0.2
キウイ		0.3
キウイ（果皮を含む。）	15	
その他のスパイス	○ 40	25
その他のハーブ	40	40
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.03	0.02
豚の脂肪	○ 0.03	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02

農薬メタフルミゾン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.03	
その他の家きんの筋肉	○ 0.03	
鶏の脂肪	○ 0.9	
その他の家きんの脂肪	○ 0.9	
鶏の肝臓	○ 0.08	
その他の家きんの肝臓	○ 0.08	
鶏の腎臓	○ 0.08	
その他の家きんの腎臓	○ 0.08	
鶏の食用部分	○ 0.08	
その他の家きんの食用部分	○ 0.08	
鶏の卵	○ 0.2	
その他の家きんの卵	○ 0.2	
魚介類	2	2

農薬メチルテトラプロール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	0.2	0.2
りんご	7	7
茶	50	50
魚介類	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

農薬メトラフェノン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.06	0.06
大麦	0.5	0.5
ライ麦	0.1	0.1
その他の穀類	0.5	0.5
トマト	0.9	0.9
ピーマン	2	2
なす	0.9	0.9
その他のなす科野菜	2	2

農薬メトラフェノン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	0.5	0.5
その他のうり科野菜	0.5	0.5
マッシュルーム	0.5	0.5
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
とうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	0.6	0.6
ぶどう	5	5
ホップ	70	70
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	
小麦粉（全粒粉に限る。）	0.08	0.08
小麦ふすま	0.3	0.3

農薬メフェントリフルコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.3	0.3
大麦	4	4
ライ麦	4	4
とうもろこし	0.03	0.03
そば	4	4
その他の穀類	4	4
大豆	0.4	0.4
小豆類	2	2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.04	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04	0.04
かんしょ	0.04	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.04	0.04
その他のいも類	0.04	0.04
てんさい	0.6	0.6
その他のうり科野菜	0.04	0.04
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜	1	1
みかん（外果皮を含む。）	0.6	0.6
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6	0.6
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	2	2
びわ（果梗 ^{こうこう} を除き、果皮及び種子を含む。）	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	2
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（ブルーンを含む。）	2	2

農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
うめ	2	2
とうとう（チェリーを含む。）	4	4
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	2	2
かき	2	2
パッショングルーツ	2	2
その他の果実	2	2
ごまの種子	1	1
なたね	1	1
その他のオイルシード	1	1
くり	0.06	0.06
ペカン	0.06	0.06
アーモンド	0.06	0.06
くるみ	0.06	0.06
その他のナッツ類	0.06	0.06
その他のスパイス	1	1
その他のハーブ	1	1
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.3	0.3
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3
牛の食用部分	0.3	0.3
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3
乳	0.03	0.03
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01

農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他のかきんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他のかきんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他のかきんの卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

脚注

※○：令和3年12月17日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年12月17日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、カスガマイシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、どうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「**その他の陸棲哺乳類に属する動物**」とは、**陸棲哺乳類に属する動物**のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「**食用部分**」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「**その他の家きん**」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「**その他の魚類**」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「**その他の魚介類**」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

改正後		現行			
食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界について		食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について			
(略)		(略)			
一般規則5、6及び7に規定する各試験法の検出限界					
一般規則5、6及び7に規定する各試験法の検出限界					
農葉等名	検出限界 (ppm)	農葉等名	検出限界 (ppm)		
2, 4, 5-T	0.01	ミネラルウォーターにあって は0.001ppm	0.01		
アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	0.005		
エンドドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	0.005		
デイルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	0.005		
オラキンドックス※1	0.001	オラキンドックス※1	0.001		
カルバドックス※2	0.001	カルバドックス※2	0.001		
カプタホール	0.01	カプタホール	0.01		
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあって は0.001ppm	0.01		
クレンブテロール	0.00005	クレンブテロール	0.00005		
クロラムフェニコール※3	0.0005	クロラムフェニコール※3	0.0005		
クロルスロン	0.001	クロルスロン	0.001		
クロルプロマジン	0.0001	クロルプロマジン	0.0001		
ゲンチアナバイオレット※4	0.002	(新設)	(新設)		
酢酸メレンゲステロール	0.0005	酢酸メレンゲステロール	0.0005		
ジエチルスチルベストロール	0.0005	ジエチルスチルベストロール	0.0005		
イブロニダゾール※5	0.0001	イブロニダゾール※4	0.0001		
ジメトリダゾール※6	0.0002	ジメトリダゾール※5	0.0002		
ストロニダゾール※7	0.0001	ストロニダゾール※6	0.0001		

ロニダゾール※8 ダミノジド	0.0002	0.1	ミネラルウォーターにあって は0.002ppm	0.0002	ミネラルウォーターにあって は0.002ppm
デキサメタゾン ベータメタゾン	0.00005	0.00005	デキサメタゾン ベータメタゾン	0.00005	デキサメタゾン ベータメタゾン
ペラチオン	0.01	0.0005	ペラチオン	0.00005	ペラチオン
α-トレンボロン β-トレンボロン	0.002	0.002	α-トレンボロン β-トレンボロン	0.002	α-トレンボロン β-トレンボロン
二臭化エチレン	0.001	0.002	二臭化エチレン	0.002	二臭化エチレン
ニトロフランゾン	0.001	0.002	ニトロフランゾン	0.002	ニトロフランゾン
ニトロフラントイソ※9	0.001	0.001	ニトロフラントイソ※8	0.001	ニトロフラントイソ※8
フラジリドン※10	0.001	0.001	フラジリドン※9	0.001	フラジリドン※9
フルタドン※11	0.001	0.001	フルタドン※10	0.001	フルタドン※10
プロチゾラム	0.0005	0.0005	プロチゾラム	0.0005	プロチゾラム
プロファム	0.01	0.01	プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあって は0.001ppm
マラカイトグリーン※12	0.002	0.002	マラカイトグリーン※11	0.002	マラカイトグリーン※11

※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン
-2-カルボン酸を分析対象とする。

※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸
を分析対象とする。

※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン
酸抱合体を分析対象とする。

※4 ゲンチアナバイオレットは、ゲンチアナバイオレット及びその代謝物であるロイコ
ゲンチアナバイオレットを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

※5 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2',-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。
検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。

※6 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチ
ル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ
0.0002ppmである。

※7 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキ
シエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出
限界はそれぞれ0.0001ppmである。

※8 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-
メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppm
である。

※9 ニトロフラントイソは、ニトロフラントイソの代謝物である1-アミノヒダントイ
ンを分析対象とする。

- ※10 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※11 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※12 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

- ※9 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。